

## 日本眼科アレルギー学会優秀賞規程

- 第1条 日本眼科アレルギー学会（以下、本学会という）は眼アレルギーに関する優れた若手研究者の育成を目的として『日本眼科アレルギー学会優秀賞』（以下、優秀賞という）を置く。
- 第2条 優秀賞は、眼アレルギーに関する優れた内容の研究を行ない、その業績の一部を学会に発表した若手の本学会会員の中から選考されたもの若干名に授与される。その選考方法は別途「日本眼科アレルギー学会優秀賞選考規定」に定める。
- 第3条 優秀賞受賞者には賞状と副賞を授与する。
- 第4条 表彰は選考された次の年度の日本眼科アレルギー学会において行ない、受賞者は同会において記念講演を行なう。
- 第5条 本規程の変更は日本眼科アレルギー学会理事会において行う。
- 第6条 本規程は平成29年9月30日から実施する。

2017年9月30日制定

# 日本眼科アレルギー学会優秀賞選考規程

## (総則)

第1条 この規程は日本眼科アレルギー学会優秀賞（以下、優秀賞という）規程第2条に基づき優秀賞の受賞者を選考する手続きを定めるものである。

## (優秀賞選考委員会)

第2条 この規程を円滑に行なう為に優秀賞選考委員会（以下、委員会という）を設置する。

委員会は理事長の指名する日本眼科アレルギー学会理事3名（理事長を除く）で構成され、本規程の定める事項を処理する。委員会委員の任期は3年間、再任は2期までとする。委員会の委員長は委員の互選で決める。

## (受賞候補者の募集)

第3条 理事長は毎年1月末までに次年度の優秀賞受賞候補者の募集要項を公示する。推薦の締め切りは3月末とする。

## (受賞候補者の推薦)

第4条 受賞候補者は所定の様式に必要事項を記入の上、所属長の推薦状（様式1）、主要な業績論文目録（様式2）、および対象論文の別冊（日本文、英文問わず）それぞれ4部を添えて提出する。推薦者は日本眼科アレルギー学会評議員もしくは国内の眼科教授とする。但し、自薦も可とする。

## (受賞候補者の資格)

第5条 受賞候補者は優秀賞規程第2条の資格を満たし、応募締切時に45歳以下の研究者とする。

## (審査および受賞者の決定)

第6条 選考委員会は当該年度の理事会までに受賞候補者を審査し選考結果を理事長に答申する。理事長は選考委員会からの答申を当該年度の理事会に提出し、理事会において次年度の優秀賞受賞者を決定する。

## (規程の変更)

第7条 本規程の変更は日本眼科アレルギー学会理事会において行う。

2017年9月30日 制定

2023年9月1日 改定